

令和元年度 第1回 一宮市障害者自立支援協議会本会 議事録

開 催 令和元年8月2日(金)午後1時30分～3時13分
場 所 一宮市役所本庁舎14階大会議室
出席者 委員14人 代理出席者3人
運営会議メンバー8人 相談支援専門員1人
障害者基幹相談支援センター相談員1人 事務局6人

1. あいさつ

- ・事務局あいさつ
- ・会長あいさつ
- ・議事録署名者の確認

2. 議題(1) 一宮市障害者自立支援協議会の組織構成について

○事務局：

一宮市障害者自立支援協議会の組織構成について説明します。自立支援協議会が発足してから、専門部会が順次設置されるなど、その時々課題に取り組んできました。各部会の活動の中で、軌道修正の必要が生じてきました。そこで、組織構成について検討を重ねてきたので、内容について説明します。

まず、「発達支援部会」から「子ども部会」への名称変更についてです。発達支援部会では、これまでサポートブックやペアレントプログラムなどの活動をしており、これらが一つの区切りを迎える中、部会だけでなく運営会議においても部会のあり方について検討してきました。部会では発達障害を抱えるお子さんや、そのご家族の方の悩みや問題点を解決していくことに取り組んでいます。近年、大人の発達障害の話題を聞かれることも多くなっているように、発達障害が含まれる事案は、年齢層も幅広くなってきました。一方で、障害のあるお子さんの成長過程においては、発達障害だけでなく、様々な悩みがあり、それらを支援していくためには関係機関の連携も必要となります。また、不登校や引きこもりも社会的な問題として、新聞、テレビでの報道も繰り返されています。このような状況の中で、部会のメンバーが優先的に取り組んでいく課題は、障害の種類で分けることなく、子どもの成長、成育の過程に沿って、早期発見、早期療育を目指していくことだと考え、部会の名称を「子ども部会」に変更するという結論に至りました。また、部会とは別に開催していた「発達支援連絡会」を無くし、部会に集約することにしました。

次に、生活支援部会に関する変更です。生活支援部会の下に、「医療的ケアネットワーク会議」を置き、医療的ケアの必要な方への地域支援の仕組みを考え

るためのネットワークとして、医療分野との連携を深めてきました。今後も増えていくことが予想される医療的ケアを必要とする方への支援を話し合う場として、より幅広いメンバーに参加してもらおうとともに、重要な課題であるとの認識を明確にし、生活支援部会での位置付けから、運営会議の下に「医療的ケアネットワーク会議」を置くこととしました。

最後に、就労支援部会です。就労支援部会の下に「農福連携会議」を設置していました。この会議では、農業分野での障害者雇用を促進するため、JAとの連携も目指していましたが、昨年度の開催は無い状況でした。障害者の就労支援については、個々に事業所との連絡、調整によって進めているのが現状となっており、JAとの定例的な会議を開く予定がないため、「農福連携会議」を削除することとしました。なお、今後も就労支援部会として障害者雇用の支援の充実について検討していくことに変わりはありません。

自立支援協議会の組織構成の変更について説明は以上です。今年度以降、新しい体制で取り組んでいきたいと考えています。本会での御承認を頂きたいと存じますので、よろしくお願いします。

○会長：

異議がないので、一宮市障害者自立支援協議会の組織構成について、変更案のとおり変更することとします。

※傍聴人の退場

3. 議題（2）「個別支援会議（相談支援連絡会）について」（要旨のみ）

* 事例

[対象者]・40代男性、精神障害

・家族構成：母

[状況]・母が寝たきり状態となり、本人も不安定になる。姉から相談が入る。

- ・保健所や包括支援センターと連携。
- ・本人が「死にたい」と騒ぎ、医療保護入院。退院後の生活を検討。

[対応]・病院相談員、保健所と連携し、状態が安定したときに本人と面会。

- ・日中については本人の希望の元、在宅で過ごす。
- ・退院後、週1回の訪問看護を利用。

[課題]・障害特性に配慮した福祉的な支援。

- ・本人にとって最適な生活を支えていくための意思決定支援。
- ・医療機関など他機関との連携。

4. 議題（3）「障害者基幹相談支援センター・虐待防止センターの活動報告について」

○障害者基幹相談支援センター相談員：

障害者基幹相談支援センターの報告をします。主に5つの業務を行っています。まず、総合的・専門的な相談支援です。これは相談支援だけではなく、分野を超えて他職種との連携や、支援の質の向上に向けた取り組みをしています。この中で説明するのは事例検討の実施についてです。野中方式を取り入れて実施しています。相談支援事業所や障害福祉サービス事業所から困難事例を持ち寄り、基幹相談支援センターの相談員が進行を務めています。定期的に開催しています。今までは関係する事業所と基幹相談支援センターのみで行っていましたが、今年度からは新たな取り組みとして、匿名化し、希望する他機関の相談支援専門員も参加できる形で臨み、広く相談員が事例検討の手法を学べる機会を作る形で実施します。

次に、自立支援協議会についてです。基幹相談支援センターは全ての部会、連絡会に参加しているだけではなく、相談支援連絡会や計画相談学習会の企画、進行をしています。学習会は毎月開催しています。今年度は1月に自立支援協議会長の協力をいただき、困難事例について御口授いただく予定です。

次に、権利擁護についてです。障害者虐待防止センターとして、虐待対応、虐待防止講演会等啓発事業を実施しています。虐待防止センターとしての取り組みを紹介します。平成25年から始まりましたが、厚生労働省が出している対応の手引きのフローチャートに従って、対応を行っています。ケースのモニタリングについては、当時は評価時期を設けておらず、2週間ごとの全体会で全てのケースを情報共有し、必要があれば支援方針を見直していました。そうしたやり方で数年やってきましたが、問題点として、期限を区切った対応ではないため、事実確認までの動きが遅いことがありました。いつまでも終結しないケースも多くありました。また、相談員の経験による判断になりがちで、事実に基づく客観的なリスクの判断という視点が抜けていたように思います。

そうしたところから一昨年に、日本社会福祉士会発行の障害者虐待対応の手引きを基にし、ケースモニタリングの見直しを行いました。方針を打ち出したならば、評価時期を設定して評価することが抜けていたことに気付きました。そこで、使う帳票を統一し、対応の流れを押さえられるようにしました。そして、虐待対応ケース一覧表の様式をケースの進行が分かるように変更しました。こうした取り組みで良くなったこととして、期間を区切った調査、評価がで

きるようになりました。評価時期を定めることで、担当者が計画に沿って落とし所を意識した支援を行えるようになりました。その結果、虐待対応ケースの進行が速くなりました。

それでも、残る問題点はありました。そこで、昨年は一昨年に見直しについて振り返りを行い、帳票を使用する意義を確認しました。養護者虐待は全ての帳票を使用することで、判断を経験による主観だけでなく、客観性を持たせるようにしました。良くなった点として、帳票を使うことで判断根拠が明確になり、課題が整理された状態で会議に臨むことができ、会議時間の短縮にもつながりました。残る問題点としては、緊急性の判断です。今は帳票を使うようになったというところでスタート地点だと思っています。今後、帳票上の「緊急保護の検討が必要」な項目に該当しているか、帳票を使って効果的な検討ができるようにしていこうと思っています。

○事務局：

基幹相談支援センターは虐待防止センターでもあるので、昨年度の通報状況について報告します。相談、通報、届出件数についてです。昨年度は53件の受付をしました。内訳としては、養護者虐待が39件、施設従事者虐待が12件、使用者虐待が2件でした。平成29年度は通報件数が43件でした。内訳としては、養護者虐待34件、施設従事者虐待7件、使用者虐待2件でした。平成30年度は施設従事者虐待が多くなった傾向にありました。通報は電話や来所で、福祉課や基幹相談支援センターに入ることがほとんどです。通報者は、本人、支援者、医療機関、匿名の場合もあります。昨年度は、警察からの通報が16件ありました。28年度は3件、29年度は8件であったので、年々増えてきています。そのほとんどが、夫婦喧嘩や家族喧嘩によるDV絡みの養護者虐待の通報でした。

53件のうち、実際に虐待と認められた案件は20件でした。その内、養護者によるものが16件、施設従事者によるものが4件です。29年度は43件の内、虐待と認められたのは21件なので、昨年度と比較すると通報件数自体は若干増えていますが、認定率で見ると29年度の49%から38%と低くなっています。多くの通報があり、聞き取りをしましたが、虐待認定まで至らない事例が多くあったと思います。

次に、被虐待者の障害種別についてです。一人で複数障害を持っている方もいるので重複しています。精神障害の方が11件と多く、次いで知的障害となります。これは例年同様になっています。次に、虐待種別についてです。身体的虐待が15件と一番多く、県とも同様の傾向になっています。昨年度の施設従事者からの虐待は、身体的虐待が2件、心理的虐待が1件、性的虐待が1件

でした。施設の体制を含め、具体的な問題点を洗い直して、施設に出向き、研修や改善計画書の指導をしてきました。実際に改善計画書を出してもらっているので、その後の継続をモニタリングしている状況です。また、虐待認定までには至らなくとも、不適切な支援という事例も多く見受けられました。

最後に、養護者による虐待で認定された16件について細かくみていきました。女性が16件中12人と多く、分離をしたケースは3件です。これは緊急性があるという判断をして、家族から分離をしています。障害福祉サービスで短期入所を利用したケースが2件、緊急一時保護委託をしたケースが1件でした。分離をしていないケースについても、サービス等利用計画を見直し、見守りの強化、虐待者への指導、助言を行っています。

障害者虐待の普及、啓発活動についてです。施設従事者による虐待の関心が高くなってきているということで、昨年度は9月9日に県外にある社会福祉法人理事長を招き、講演会を行っています。今年度も9月29日に開催します。障害者虐待防止研究プログラムの主任研究者をやっている講師を招き、昨年同様、施設従事者の方に向けたテーマで行います。虐待の対応は、問題が深刻化する前に早期発見、早期対応が重要だと考えています。保健、医療、福祉、労働の関係者の方にそういった認識を持っていただき、疑いの段階でも構いませんので、通報していただきたいと思っています。また、30年度は分離をするにあたり、法テラスや弁護士へ相談を2件ほどしました。警察や法的専門家と連携を取りながら、今後も事実確認と支援をしていきたいと思っています。

○会長：

虐待通報が入った段階で、例えば児童虐待の場合だと48時間以内に安全確認を行うとされていますが、障害者虐待の場合にはそういったような決まりはありますか。

○障害者基幹相談支援センター相談員：

法的根拠はありませんが、可能な限り48時間以内に確認するという方針です。

※傍聴人の入場

5. 議題(4)「生活支援部会、子ども部会、就労支援部会、運営会議等の報告について」

○生活支援部会長：

生活支援部会の報告をします。生活支援部会の課題としては常に人材確保が

あります。障害のある方たちが豊かに暮らしていくためには、支援者が増えていかななくてはなりません。人材の獲得については、どこの地域も課題となっています。障害福祉に対して関心を持ってもらえる方を一人でも増やしていこうという思いで活動しています。

まずは、福祉の仕事を知るための福祉事業所見学バスツアーです。これは、福祉の現場を見学し、障害福祉の魅力を感じてもらえる機会を作ることを目的としています。これは毎年、5月と10月に開催しています。5月に開催しましたが、今回は5つの事業所を見学しました。参加者は13名でした。ツアーに参加された方々は、ボランティアをしたい、障害福祉に関心を持つことができたという感想がありました。時期的に参加者が多いとき、少ないときがありますが、事業所で働いているスタッフの姿をみて、利用者を大事にしている部分を伝え、障害福祉の魅力を伝えていきたいと考えています。次回は10月に開催します。

次に、いちのみや福祉ジョブフェスタについてです。これは昨年度から行っています。尾張一宮駅の隣にあるi-ビルのシビックテラスで開催しました。市内の事業所が集まり、就職説明会のような企画です。今回は13事業所が参加しました。参加した事業所がそれぞれの魅力を伝え、このイベントを目的に来られる方々、たまたまふらっと立ち寄られた方でも出会いのきっかけとなるような音楽イベントなども開催しました。お子さん連れの方でも楽しんでもらえるように、バルーンアートやぬりえコーナーも用意しました。働くお母さん方が、今すぐには働けないけれど、いつかこういう福祉の仕事をしたいと思っただけです。来場者については、それぞれのブースの合計が248名となっています。その中で、実際に事業所への見学や体験などにつながる方たちが現時点で40名です。採用者は来年4月採用もあるかと思っておりますので未定です。昨年度から始まったイベントですが、昨年度に比べて今年度は、仕事を純粋に探している方たちが熱心にブースで話を聞いている光景が見られました。来年度も開催したいと思っています。

次に、災害時対策です。災害時の対策については、毎年課題意識を持っています。災害で人が亡くなることはやむを得ないことかもしれませんが、障害があり、災害時に亡くなることは地域の責任であるので、そのことに対してできる限りのことをしたいと思っています。災害で亡くなることよりは、災害関連死と呼ばれる、災害後、被災して1週間で亡くなるという問題について、障害のある方が巻き込まれることが無いような対策をしたいです。生活支援部会では、ヘルプカードの作成や、個別の避難計画を作成してもらい取り組みをしています。市では、災害があったときに実際に避難してどうやって助けていくのか、災害時要配慮者の名簿を作っています。実際に、本当に災害があったとき

に守りきれぬのだろうかという思いがあります。そのためにはやはり福祉避難所が機能していく必要があると感じています。福祉避難所運営マニュアルについては、昨年度の本会でも現在マニュアルを作成していると報告しました。つまり、障害のある方たちが一時避難所で生活することができないことは分かっているのです。福祉的な配慮がされないと被災後1週間で人が死ぬという悲劇が起きてしまうことに対して、この福祉避難所運営マニュアルを作成し、登録している福祉避難所が運営をしっかりとできることを目指しています。市の危機管理担当ともタイアップして進めていく必要があるという、運営委員からの意見もあり、協議をしっかりと行った上で、周知していけるようにしていきます。

次に、医療的ケアネットワーク会議についてです。医療的ケアの問題は、県の自立支援協議会や様々なところで中心的な話題となっています。医療依存度の高い方々が医療の発展に伴って、病院で命を落とすことが無くなり、地域に出てくるようになりました。地域に出てきたときに支える支援やサービスがない問題に対して、生活支援部会で取り組んできました。この問題が福祉サービスだけでなく、学校教育、保育、子育てなどと、しっかりとつながっていく必要があるためネットワークの広がりを考え、組織変更となりました。今年の3月までは生活支援部会の中で行って来ました。特別支援学校で進んでいる取り組みを学んだり、医療的ケアを行っているお子さんたちを学校と福祉とで、様々な違いがあってはならないので、学習会をしたり、福祉事業所の看護師が孤立しないように看護師の方の交流会を行ったり、実際に保護者の方の思いを共有する機会を持ちました。

以前は医療的ケアを必要な方たちは重症心身障害と言われていました。座れる寝たきりでIQが低く、身体にも知的にも最重度の方たちの問題として取り上げられてきました。今は医療技術の発展で、走れる医療的ケア児、IQが高いけど医療的ケアが必要な方、あるいは、体も元気でIQも高いけれども医療的ケアが必要な方などもあります。ただし、最後の例の方は福祉から外れるということで、この問題はまさしく障害福祉の枠を超えた問題となっています。地域の保育園や学校に行きたいと希望するお子さんたちを含めて取り組んでいく課題です。こういった問題が色々な地域で起きています。医療的ケア児が自分の兄弟と同じ学校に行きたいといった訴訟も起きています。これは障害者差別解消法が施行され、地元の学校に行けないことは障害者差別だというような訴訟があちこちで起きています。差別解消法の理念からも、地域で取り組んでいかなければ課題になってくると思います。

医療的ケアネットワーク会議は、生活支援部会の下部組織として活動してきましたが、先ほど申し上げた通り、教育、保育など様々な分野が障害の枠を飛び越えていかなければならないので、運営会議の下で新しいネットワーク会議

を作ることになりました。平成28年度には、「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層に推進について」という通知が、厚生労働省医政局や児童家庭局、社会・援護局、内閣府の子ども・子育て本部、文部科学省から出ています。障害福祉だけでなく、縦割りの域を超えて取り組まなければいけない内容です。子どもであれば、医療的ケアが必要な方も含めて子どもであるし、縦割りを超えて取り組める内容を自立支援協議会の中で取り組んでいきたいと思えます。

○子ども部会長：

子ども部会の報告をします。部会の名称が変更となったので、その経緯を改めて説明します。平成22年発足時は発達支援部会ということで、発達障害児者の現状と啓発活動について考えていく場でした。昨年度までは年4回の部会と、年8回の発達支援連絡会の形で行っていました。部会では活動方針を定めたり、調整したり、進捗状況を確認します。発達支援連絡会では、具体的な活動を行う作業部隊という形で行ってきました。

発足当初の課題として、「幼児期から就労、生活支援まで」ということで、幅広い年齢で取り組んできました。その中で分かってきたことは、大きくなった方の問題を考えたときに、幼児期からの適切な支援が不可欠であるということです。発達障害の早期発見、早期対応ということで、サポートブックやペアレントプログラムといった活動を主だってやってきました。その結果、発達支援連絡会のメンバーは子どもの関係者が中心となります。すると、子どもの関係者が集まると、発達障害以外の障害の子どもの課題が出てきます。例えば、未歩行児や医療的ケア児の問題、不登校の問題です。こういった問題が上がってくるので、もっと子どものことを話し合いたい、回数を多くして深めたいといった意見が部会員の中でありました。その思いを発達支援部会のほうで、何度も取り上げさせてもらいました。また、運営会議でも上げさせてもらいました。今後どのように考えていけばいいか、方針、あり方について昨年度に何度も話し合いの場を持ち、色々な方から助言をもらいました。その結果、部会と連絡会を一本化すること、発達支援部会から子ども部会へ名称変更となりました。

現在の子ども部会の3つのグループについて説明します。いちのみやサポートブック、放課後等デイサービス事業所連絡会、不登校の3つのグループです。不登校のグループは今年度立ちあがったものになります。

まずは、サポートブックについてです。現在使われているものにおいて、もう少し使いやすいもの、保護者の負担も減るようなものになればいいのではないかとということで、記入方法の検討を行いました。現在は紙ベースのものに保護者が書き込む形なので、その部分を変えて、色々な機関の方に使ってもらえ

るものにできないかと検討しています。どのライフステージでも使いやすいようなものにしていければと思います。昨年度はアンケートを作成し、配布しました。それを回収し、分析を行いました。今年度は昨年度の意見を基に、活動した後に、再度関係機関へ協力を依頼し、より良いものにしていきたいと思えます。

次に、放課後等デイサービス事業所連絡会についてです。市内に数多くある放課後等デイサービスですが、事業所で働く者同士が、みんなで支えあって質の向上につながるような取り組みを行っています。例えば、児童発達管理責任者の役割や放課後等デイサービスの役割について再確認をする学習会を行いました。それから、実際に支援をしている方のスキルアップを目的とした事例検討会を秋、冬開催時に予定しています。その際には、講義だけでなく、事例を持ち寄ってのグループワークも考えています。グループワークをするにあたっては、それをリードするファシリテーションの技術がないことには、良い内容にはなりません。ファシリテーションの技術獲得の研修会も行います。市全体として質の向上につながればと考えています。

最後に、今年度から新しく立ち上げた不登校のグループです。様々な立場から不登校問題について考えます。構成メンバーとしては、保健師、子育て支援センター、保育課、学校関係者、特別支援学校、医療従事者、相談支援事業所と様々な方々がメンバーとなっています。まずは実態調査から始めていますが、立ち上がったばかりということもあり中々進んでいません。子どもの実態、保護者の思い、保護者はどのような機関に相談しているのか、サポート体制がどのようになるのかをまずは調べています。また、他県市町での参考となる取り組みがあれば、活用していきたいと思えます。不登校の方が長期化した場合の引きこもり問題も外してはなりません。そういったことも課題として考えていきたいです。

今年度の子ども部会の講演会は、12月25日に予定しています。昨年度までは1回の講演でしたが、今回は午前と午後に分けて行います。午前は学齢期向け、午後は未就学児向けとしています。対象年齢を分けた形で、関係機関の方、保護者の方に参加していただきたいと思えます。今回のテーマは、「不器用さ・困り感のある子の身体の使い方」です。

その他の取り組みについてです。子ども部会から医療的ケアネットワーク会議へ参加しています。それから、ペアレントプログラムについてです。これは昨年度までは部会の一つの柱となっていました。何度か開催していく中で、方向性の目途がたったので、部会のグループからは外しましたが、情報共有は行っていきます。それから、保育所等訪問支援事業についても部会で検討していければと思います。保育園や幼稚園に支援者が入るので、そういった部分の調

整や、この事業を行う事業所がいくつかあるので、事業所間の調整をそれぞれの立場を尊重しながらも、必ず利用者ファーストとなるような事業にしないとイケないので、連携を取っていきたいです。

○就労支援部会長：

就労支援部会の報告をします。就労支援部会は地域の「はたらく」をサポートしています。就労に関わる事業所の方で構成されています。主に、就労支援に関わる施策、福祉的就労の工賃向上に関わる施策、地域連携に関わる施策と3つの施策に取り組んでいます。この半年での活動内容については主に6つあります。

一つ目が学校連携です。就労支援機関についてあまり知らない保護者が多いので、将来の選択肢を広げるため、在学時から支援機関を周知しています。昨年度は、特別支援学校に出張授業へ行きました。また、PTAの懇談会にも参加させてもらいました。今年の2月にはある中学校の校長先生に声をかけていただき、普通中学校の先生方向けの講演も行いました。就労支援やこの地域の就労支援機関の体制について説明する機会を持つことができました。

次に、企業向けPRについてです。就労支援を考えるにあたり、企業との連携をすることや、企業側が障害者雇用に関する理解を深めていくことが重要です。なかなか雇用の促進が進まない状況があり、色々と試行錯誤しています。10月に企業交流会を企画しています。現在はそれに向けて準備をしているので、次回の本会で詳しく報告します。

次に、福祉マルシェ i・愛・逢マーケットについてです。自主製品の共同販売会になりますが、今年の10月で6周年を迎えます。地域に根差したイベントになっていると思います。現状の課題として、どれだけ工賃向上に寄与しているのか数字として取れていなかったなので、分析しながら今後もより発展できるようにしていきたいです。

次に、お仕事体験活動についてです。これは、支援が必要なお子さんが地域のお店や企業で職業体験をさせてもらいます。その体験を通してお子さんの成長や地域とのつながりも持てるような活動です。親御さんが主体となり、現在4年目に突入しています。非常にいい活動なので、地域の中で広めていきたいと思っていますが、インフォーマルな活動なので、広がっていくことの難しさもあります。部会の中で検討していきたいと思えます。

次に、就労支援機関MAPについてです。就労支援機関の情報をまとめた紙媒体のものです。2年ぶりの更新となります。どこにどのような事業所があるか一覧にしています。今回は紙媒体のものにQRコードを付け、自立支援協議会のウェブサイトアクセスできるようにし、各事業所の詳しい情報を見られ

るように工夫しました。

最後に、ナゾマチプロジェクトについてです。地域の社会福祉法人での祭りなどで、お子さんを対象として謎を解いてもらい、楽しんでもらう活動となっています。

○運営委員：

日中活動事業所連絡会議の報告をします。3ヶ月に1回開催しています。これまでに29回開催しています。主には日中活動事業所の方が多く集まりますが、相談支援事業所の方や特別支援学校の先生、福祉課など含めて約40～50人の参加があります。今回は27回と28回の報告をします。

この会の進め方としては、前半は参加者の方に一言ずつ近況報告などを話してもらいます。後半は、グループ別に分かれます。年4回の内、1回はケース検討を行います。野中式ケース検討の手法を用い、基幹相談支援センターの相談員の方に協力していただき、進行役をお願いしています。野中式の特徴として、グループに分かれて質疑応答するとき、少しずつ質問をします。何でもいいから質問をします。発言に対して批判はしてはいけません。質問してその回答をホワイトボードに全て記入します。参加者全員が必ず何かしら発言しないとはいけません。1周、2周、3周と、メンバーによっては何周も繰り返します。このようにみんなで参加し、交流するという方式です。事業所の方というよりは相談支援専門員の方が研修などで勉強されています。この形の事例検討は日中活動事業所連絡会議では年1回しかありませんので、野中式を学ぶというよりか、野中式を少し活用し、事業所スタッフが交流する取組となっています。第28回は、「継続利用が困難となる方へのフォロー、取組について」をテーマで交流しました。元々、日中活動事業所連絡会議は、高校卒業後誰一人として在宅者を出さないという強い決意を持って立ち上がりました。個別支援会議のまとめの中にも、処遇困難な方の行き先を作らないといけないという課題もありました。引き続きそういった課題はありますが、一旦通所するようになってから行き詰まり、通所できなくなってしまう方もいます。そういったことを含めて交流しました。今の時代、誰一人在宅者を出さないことだけでなく、事業所を選べる時代でもあります。最近の潮流だと、意思決定支援という言葉もあります。また、8050問題という老障介護の問題も話題になっています。

日中活動事業所連絡会議について、改めて目的や意義について振り返ってみました。学校卒業後の進路がはっきりしない方、日中活動の場が無くて困る方が生じないようにするという思いから立ち上がりました。また、色々な事業所や機関が一同に集まり、交流する場となっています。行き先だけが決まればいいというだけではなく、その後の事業所でいかによりよい支援をしていくか、

スタッフの方が疲弊していないかなど、交流する重要な場となっています。誰一人退職者を出さないという事業所の強い決意と頑張りがある時代です。一人のスタッフを確保するのも四苦八苦している中で、育てていかなければならない部分もあります。時代が変わっていく中で、こういう場があるだけでもすばらしいことだと思います。

○障害者基幹相談支援センター相談員：

触法障害者支援連絡会議について報告します。年3回開催しています。弁護士、地方検察庁といった司法関係の方が非常に熱心に参加をされています。それに呼応するように刑務所、鑑別所、保護観察所の方ともこういった会議を通じて、個別ケースで連絡を取り合えるようになってきました。主な目的としては、触法障害者支援のネットワーク作りと情報共有です。

会議の内容については、昨年度の報告になります。1回目の7月10日については、名古屋少年鑑別所の業務の説明をしてもらいました。その中で、地域援助について、大人の触法障害者も対応してもらえる点に着目し、後半は事例紹介を行いました。鑑別所の地域援助「愛知法務少年支援センター」と連携したケースで、鑑別所と相談支援センターと連携したケースについて理解を深めることができました。これについては、相談員も鑑別所は遠い存在だと感じていましたが、とても親身に相談に乗ってもらえる社会資源であることが分かりました。その後、計画相談学習会の講師も依頼し、相談員へ広く周知することができました。2回目の11月19日については、基幹相談支援センターの取り組みとして、医療観察制度研修参加、保護司研修について報告しました。後半では、事例紹介を行いました。保護観察付者のケース、障害児のケースを紹介しました。保護司や弁護士との連携について議論を深めました。3回目の2月4日については、少年事件手続きの流れと犯罪予防活動について、弁護士から情報提供してもらいました。後半の事例紹介では、障害児のケースと刑期満了で出所して医療観察制度の処遇にも該当しなかったケースについて紹介し、それぞれの機関の立場での見解を出し合いました。今後の支援の連携の在り方を整理することができました。

○会長：

今年度から子ども部会の中で、不登校の問題について話し合っていくということですが、不登校の現状はいかがでしょうか。

○本会委員：

不登校のケースについて、要因は様々です。子どもによっても色々な要因が

噛み合っただけの不登校なので、学校としても対応が難しいケースがほとんどです。保護者もかなり参ってしまう現状もあります。その保護者の方が相談活動という形で持っていく、心を軽くしていただきます。それによって、子どもが快方に向かうというケースもあると思います。保護者が相談できるような機関の紹介や、子どもたちが相談できるような機関を紹介できるような窓口を探そうという話になっています。

6. 議題（5）「第5期一宮市障害福祉計画（含 第1期一宮市障害児福祉計画の進捗状況等について）」

○事務局：

障害福祉計画の進捗状況について説明します。障害福祉サービスの見込量と利用実績を比較しています。見込量については、平成29年度は第4期障害福祉計画、30年度は第5期障害福祉計画の数値になります。昨年度の実績のうち、主だったものについて補足します。

1の訪問系サービスをご覧ください。総利用時間数は30年度も利用実績を上回りました。このサービスのニーズは、増加傾向が続いている状況です。次に、2の日中活動系サービスです。就労定着支援サービスは、平成30年度から始まり、就労移行支援等を利用して一般企業へ就職した方に、就労の継続を図るための相談等が行われます。初年度の利用実績は9人と、見込量の20.9%にとどまりました。3の居住系サービスに移ります。自立生活援助も平成30年度から始まったサービスで、まだ利用実績はありませんが、障害者支援施設や精神科病院から一人暮らしへ移行した方に、自立した日常生活を営むための定期巡回や随時訪問、相談等が行われます。次に、4の相談支援についてですが、29年度までは、相談事業の対象者見直しにより、見込量に対して非常に高い利用実績となっていました。30年度は見込量の110.4%、前年度比で114.3%となりました。5の障害児通所支援をご覧ください。居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害により外出が困難な児童に、居宅を訪問して日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練等が行われます。6の障害児支援については、4の相談支援同様に、計画を作成する必要があります。29年度の利用実績は見込量を大きく上回っていましたが、30年度は見込量を下回っています。

続いて、地域生活支援事業の見込量及び実績について説明します。地域生活支援事業とは、障害者総合支援法において市町村が独自に提供するサービスです。見込量と利用実績を示していますが、先ほどと同様で、29年度は第4期障害福祉計画の見込量で、30年度は第5期障害福祉計画の見込量となります。こちら昨年度の利用実績について補足します。

まず、1の成年後見制度利用支援事業については、市長による後見等審判開始等の申立や、その費用及び後見人等の報酬を助成するものです。申立件数、報酬助成のどちらも前年度も大きく上回っています。次に2の意志疎通支援事業は、見込量にほぼ近い利用実績となっています。3の日常生活用具給付等事業については、耐用年数があるものや住宅改修費等を給付する事業などもあるので、利用実績は年度によって増減にばらつきが出ています。4の移動支援事業をご覧ください。利用実績は前年度よりは増えていますが、見込量には達していません。5の地域活動支援センターをご覧ください。利用実績が前年度に比べ、減少しています。6の日中一次支援事業をご覧ください。29年度から利用方法の変更があったため、大きく減少しており、30年度もさらに減少しています。

全体的な傾向として、利用実績が見込量を上回るサービスもありますが、社会資源が不足し、提供できるサービスが見込量に及ばない状況もあります。今後は、事業所の参入が進むことで、利用実績が増えてくると考えられますが、多様なニーズが求められていることや、それに対応できるよう、支援者を育成し、確保することが重要になっています。

7. 議題（6）その他

○事務局：

3点、ご案内、ご連絡します。まず、障害者虐待防止講演会の案内です。9月29日に、尾西生涯学習センター6階大ホールにて開催します。詳しくはお手元に配布したチラシをご覧ください。お時間がございましたら、ご参加いただきたいと存じます。

次に、障害者基本計画等策定委員会についてのお願いです。第2次障害者基本計画と第5期障害福祉計画はいずれも、来年度までの計画となっています。つきましては、策定委員会を設けて、来年度末までに次期計画を策定する予定です。策定委員会の委員については、本会委員の皆様にもお願いしたいと考えています。策定委員会のスケジュールとしては、まず今年度は年内に1回目、年度末までに2回目を開催し、来年度は4、5回を予定しています。詳細が決まったら、改めて案内します。

最後になりますが、この本会については今年度もう1回開催の予定です。次回の会議は、2月3日に予定しています。日程が近くなったら、事務局から案内します。